

事務連絡
令和元年9月20日

関係都県内市町村担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

令和元年台風第15号における住家の被害認定調査の
効率化・迅速化に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査方法及び判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により示しており、調査の効率化・迅速化を図るために、平成30年3月にこれを改定したところですが、今般の令和元年台風第15号により、各地で風害等が相次ぎ、甚大な被害が発生していることを踏まえ、風害による被害に係る調査を効率的かつ迅速に実施するための留意事項を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

記

1. 【木造・プレハブ】における判定方法について

風害による住家の被害認定調査については、外観目視等により以下の①から③の方法で迅速に判定することが可能です。

ただし、①から③に該当しない場合には、各部位ごとの損傷率を調査し、判定することになりますので、念のため、申し添えます。

- ① 外観目視により、以下のいずれかに該当する場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定
 - ・ 一見して住家全部が倒壊
 - ・ 一見して住家の一部の階が全部倒壊

- ② 傾斜の測定により、外壁又は柱の傾斜が1/20以上に該当する場合には、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定

- ③ 屋根、外壁及び建具のいずれにも以下の損傷が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合は、当該住家の損害割合は20%未満とし、「半壊に至らない」と判定

部位	損傷
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 棟瓦以外の瓦もずれが著しい。 ・ 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる。 ・ 屋上仕上面に破断、不陸、亀裂、剥落が見られる。 ・ 飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕上材が脱落している。 ・ 釘の浮き上がり、ボードの破損、脱落が見られる。 ・ 飛来物による突き刺さり、貫通痕がある。
建具	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガラスが破損している。 ・ ドアが破壊されている。

※ なお、外壁又は柱の傾斜が1/60 以上の場合には、各部位ごとの損傷率を調査し、判定

また、③の場合は、被災者が撮影した写真から「半壊に至らない」と判定する自己判定方式の活用も可能です。具体的には、以下のような手順で実施します。

(1) 自己判定方式実施の広報	<p>自己判定方式を実施する場合、被災者に対して自己判定方式を実施する旨を広報します。その際以下の点を明らかにしておきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> －自己判定方式が実施できる条件（半壊に至らない程度の被害で自ら結果に合意できる など） －自己判定方式の申請書類等の受付窓口 －自己判定方式による申請受付の開始時期
(2) 申請書類等の配布	<p>自己判定方式を実施する被災者に対して、申請書類を配布します。</p> <ul style="list-style-type: none"> －申請に必要な書類等について説明した書類 －申請書類の記載方法や写真の撮影方法等が分かる書類 等
(3) 申請の受付	<p>罹災証明書に係る窓口等で、申請を受け付けます。申請を受け付けた後、申請書類の内容を確認し、明らかに半壊に至らない程度の被害であることが確認でき、本人の同意が得られれば被害の程度が「半壊に至らない」の罹災証明書を交付します。</p>

これらを踏まえ、調査の効率化及び迅速化を図りながら、適切な調査をお願いいたします。

なお、各部位ごとの損傷率を調査し、判定する場合については、以下の点にもご留意ください。

- ① 屋根の損傷に伴い、雨による浸水被害が生じた場合、天井全面への被害（クロス等の剥離・表面劣化等）が生じる場合等も想定されることから、屋根の判定と併せて、浸水被害を受けた部位についても適切に判定してください。
- ② 風圧力や飛来物の衝突等によって屋根、天井が突き抜ける損傷等が生じている場合、当該損傷部分の周辺にも不陸等の損傷が想定されることから、損傷面積率を過少に評価することのないようご留意ください。

2. その他

「令和元年台風第15号における被災者支援の適切な実施について」（令和元年9月12日府政防第435号）において既に通知しているところですが、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知するようお願いいたします。

また、被害の規模と比較して被災市町村の調査員のみでは不足すると見込まれる場合には、他の地方公共団体に対する応援の要請や民間の専門家等の活用についても検討してください。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付

原、佐藤

tel 03-3501-5696/fax 03-3501-6820

Mail tomohisa.hara.v2u@cao.go.jp

toshiki.sato.y8v@cao.go.jp

令和元年台風第15号における被害認定調査の効率化・迅速化手法について

被害程度のイメージ

(被害認定基準運用指針に基づき調査を実施すれば、概ね以下のような被害の程度となる)

前提: 2階建て住家。(平屋住家で同様の被害が出ている場合には、さらに損害の程度が高くなる。)

屋根瓦等に被害

かつ

2階の一部が雨水で浸水
(又は雨漏りなし)

など

屋根瓦等に相当程度の被害

かつ

2階のほぼ全面が雨水で浸水
(又は、2階の半分と1階の一部が浸水)

など

左記以上の浸水

<被害程度のイメージ>



壁クロスの剥離等



床材層間剥離等



仕上げ材の脱落

※雨水の浸水状況や部位
の被害状況に応じて、
被害の程度が高まる

概ね「一部損壊」

概ね「半壊」

「半壊以上」の可能性あり

「半壊に至らない」判定

屋根、外壁及び建具のいずれにも以下のような損傷等が生じておらず、住家内への浸水の恐れがないと考えられる場合

〔 屋根: 棟瓦以外の瓦もずれが著しい 建具: ガラスが破損 外壁: 飛来物による突き刺さり、貫通痕 など 〕

<自己判定方式の積極的な活用> 被災者が撮影した写真から「判定に至らない」と判定する方法の活用も可能